

議案第二十七号

三朝町温泉使用条例の一部改正について

次のとおり三朝町温泉使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成五年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成五年参月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町温泉使用条例の一部を改正する条例

三朝町温泉使用条例（昭和五十三年三朝町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号中「町民が」を削り、同項第二号中「町内に」を削る。

附 則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。